

(目的)

第1条 この要綱は、公共の場所における自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の放置を防止するとともに、自転車等の駐車のために供するため、別表に定める自転車等駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車できる車両)

第2条 自転車駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車とする。ただし、市長が別に定めたときはこの限りでない。

(維持管理)

第3条 市長は、自転車駐車場の維持管理に必要な措置を行うとともに、その良好な利用環境を保持するため、利用に関し必要な事項を定めることができる。

2 市長は、前項の内容を定めたときは、その内容を自転車駐車場内に掲示するものとする。

(利用対象者)

第4条 自転車駐車場を利用することができる者は、主として通勤又は通学のために鉄道駅又は路線バスを利用する者とする。

(休業日)

第5条 自転車駐車場には休業日を設けない。ただし、市長は自転車駐車場の整備その他必要があると認めるときは、自転車駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(利用時間)

第6条 自転車駐車場の1回の利用期間は、自転車等を駐車したときから48時間以内とする。

(利用料)

第7条 自転車駐車場の利用料については、無料とする。ただし、市長が別に定めたときはこの限りでない。

(自転車等の移送)

第8条 市長は、自転車駐車場に前々条で定める期間を超えて駐車されている自転車等があるときは、当該自転車等を自転車保管所その他の適当な場所に移送することができる。

2 前項の期間の超過は、当該自転車等に利用確認札を取り付けて、取り付けた日から起算して3日間移動されることなく駐車されていることにより確認を行うものとする。

3 市長は、前々項の規定により自転車等を移送したときは、その旨を利用者に周知するため、必要と認める場所に次に掲げる事項を記載した看板等を設置するものとする。

(1) 保管場所

(2) 保管期間

(3) 引渡しを受ける方法

(4) 保管期間経過後の自転車等の措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(移送した自転車等の措置)

第9条 市長は、前条第1項の規定により保管場所に自転車等を移送したときは、当該自転車等を移送した日から起算して60日間保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により保管した自転車等を当該自転車等の所有者に返還するため、当該自転車等の形状その他必要な事項を自転車等保管台帳に登録するとともに当該自転車等の所有者を調査し、その所有者が確認できた場合は、自転車等保管のお知らせその他の方法により、自転車等を引き取るよう当該所有者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく措置を講じたにもかかわらず当該自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を売却し、又は廃棄等の処分をすることができる。

(自転車等の返還手続)

第10条 前条第1項の規定により保管している自転車等の所有者又は利用者（以下「所有者等」という。）は、当該自転車等の返還を受けようとする場合には自転車等引取申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、所有者等は、自転車等の鍵その他所有者等であることを証明するものを提示しなければならない。

2 所有者等は、前項の規定により自転車等の返還を受けたときは、自転車等受取書を市長に提出しなければならない。

(費用の徴収)

第11条 市長は、第8条から第10条までの規定に係る自転車等の移送、保管及び返還に要した費用については、当該自転車等の所有者等から徴収しないものとする。ただし、市長が別に定めたときはこの限りでない。

(禁止行為)

第12条 自転車駐車場を利用する者は、自転車駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 自転車駐車場の施設若しくは付帯設備又は他の自転車等を汚損し、又はき損すること。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車駐車場の管理に支障を及ぼすこと。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により自転車駐車場の設備を汚損し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(事故等の免責)

第14条 天災、盗難その他第三者に起因して生じた利用者の損害については、市は賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月28日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名 称	位 置
北八王子駅自転車駐車場	八王子市石川町 2953-4
北八王子駅西口臨時自転車駐車場	八王子市石川町 2951-4
北八王子駅東口臨時第1自転車駐車場	八王子市高倉町 9-1
北八王子駅東口臨時第2自転車駐車場	八王子市高倉町 9-1
小宮駅北口自転車駐車場	八王子市小宮町 806-1
小宮駅南口自転車駐車場	八王子市小宮町 787-7 外
京王片倉駅自転車駐車場	八王子市片倉町 497-1 外
山田駅第1自転車駐車場	八王子市緑町 430-1
山田駅第2ミニバイク駐車場	八王子市緑町 425-1
狭間駅第1自転車駐車場	八王子市東浅川町 543-1
狭間駅第2自転車駐車場	八王子市東浅川町 543-1
高尾山口駅自転車駐車場	八王子市高尾町 2151-1
松が谷駅自転車駐車場	八王子市松が谷 1-1
大塚・帝京大学駅第1自転車駐車場	八王子市大塚（堰場橋上流左岸）
大塚・帝京大学駅第2自転車駐車場	八王子市大塚（堰場橋下流左岸）
中央大学・明星大学駅第1自転車駐車場	八王子市東中野 240-1
中央大学・明星大学駅第2自転車駐車場	八王子市東中野 346-1
檜原町自転車駐車場	八王子市檜原町 503
川原宿大橋自転車駐車場	八王子市下恩方町 1836
圏央道上川橋自転車駐車場	八王子市上川町 2359